

令和2年9月8日

富良野市議会議長 黒岩岳雄 様

経済建設委員長 石上孝雄

委員会事務調査報告書

令和2年第2回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、下記のとおり結果を報告します。

記

1. 調査案件
調査第2号 ワイン事業について
2. 調査の経過及び結果
別紙のとおり

ワイン事業について

経済建設委員会より、調査第 2 号「ワイン事業について」の調査の結果について報告する。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、原料用ぶどうの栽培状況や原料確保に向けた取り組み、買取単価などについて調査を進め、市内 2 カ所の生産現場を訪れ、生産者と意見交換を行い、議論を重ねてきたところである。

富良野市のワイン事業は、昭和 40 年代の農政の構造改革、生産調整による農産物の価格不安定等を発端とする農業振興策によるもので、耕作不適地である傾斜地や石礫地の有効活用を図るとともに、農産物の付加価値化により農家所得の向上を目指し、またワインによる食文化の向上を目的として事業の推進がされてきた。昭和 47 年 4 月に富良野市ぶどう果樹研究所設立後、昭和 50 年 2 月のスキー国体で試飲用のふらのワインが提供され、「へそとスキーとワインのまち」として当市の新たな特産品が誕生し、その後、昭和 51 年にワイン工場が竣工され、昭和 53 年からワインの販売を開始した。平成 9 年の赤ワインブームでは、過去最高の 64 万 7 千本の販売数量を記録し、近年では平成 15 年から実施されている国産ぶどうを原料とするワインの品評会「日本ワインコンクール」で高く評価されている。また、平成 25 年 12 月 13 日に富良野市まずはふらのワインで乾杯条例の施行後は、市内でワイン会やワインパーティなどが開催されており、ふらのワインボールといったふらのワインの楽しみ方も誕生し、多くの市民や観光客に親しまれている。

ワイン事業を取り巻く情勢は、日欧 E P A による関税撤廃などによる外国産ワインの輸入増加、富良野圏域でのワイナリー建設などにより競争が激化している。そうした中、ぶどう果樹研究所では、ワイン事業の根幹をなす原料の確保に向けて、新たにぶどう栽培を始めようとする生産者や栽培面積を拡大しようとする生産者に対して、苗木や垣根の設置にかかる費用をはじめ、新植 4 年目まで管理費用相当額を助成するなどの支援策を講じている。また、生産者が対応に苦慮している鳥獣害対策については、市農林課を窓口とした電気柵の設置や箱罾の貸し出し、また、近年増加しているアライグマやウサギの対策として、保護カバー・ネットの設置、木酢の忌避効果を利用した対処方法などを、生産者にきめ細かく情報発信されているほか、専門知識を有する北海道農業改良普及センターやふらの農業協同組合の職員と、年 5 回、すべての生産者のほ場を巡回し、適期作業に向けた営農指導も行って

いる。さらに営農意欲や能力ある生産者を表彰する制度を運用し、生産者全体の栽培技術の向上を図りながら、生産者のさらなる営農意欲の喚起と醸成にも努められている。

昭和 61 年に竣工された種苗センターにおいては、当市の気候に適した苗木を守り、将来につなげていくため、ふらのワインの主力原料である独自交配品種ふらの 2 号や、ヨーロッパの品種ケルナー、バッカス、さらには試験段階を含め約 40 種類の苗木を保有しており、現在の気候や栽培条件等を考慮して、約 6 種類の苗木を生産者に提案し、栽培契約に基づき原料を買い取り、例年 20 種類程度のワインと 3 種類のぶどう果汁（赤・白・バッファロー）を製造している。この間の製造目標本数は栽培面積や施設規模などを勘案し、ワインは 30 万本、ぶどう果汁は 15 万本と設定してきたが、平成 28 年以降は、原料不足等により、毎年、製造目標を下方修正している。この 10 年間の製造実績は、720ml 換算でワインが約 24 万本から 31 万本、ぶどう果汁は 8 万本から 16 万本と年によりばらつきがみられ、特に平成 28 年と平成 30 年は夏期の雨や台風により不作となり、製造実績が落ち込んだ年は、在庫調整を行いながら市場での欠品を回避する努力を続けてきたが、今年はぶどう果汁の製造を中止して、原料のすべてを主力のワインに切り替えることとし、25 万本の製造目標を設定している。

原料用ぶどうの栽培状況は、生産者 21 戸、栽培面積は民間ほ場 29.4 ヘクタール、直営ほ場 20.6 ヘクタール、合計 50.0 ヘクタール（令和 2 年度）となっており、高齢化により減少傾向となっていた生産者数は、現在、横ばいで推移している。栽培面積は既存生産者と新規生産者の入れ替わりにより微増しており、1 戸当たりの栽培面積は約 1.4 ヘクタール（令和 2 年度）と増加傾向になっていることから、各生産者は人手不足の課題を抱えている。生産現場においては「良いワインは良いぶどうから」を合言葉に、糖度の高い良質な原料生産に向けて、土壌診断に基づく施肥設計や、垣根を設置する間隔等を工夫し日照を確保するなど、試行錯誤されている。民間ほ場の収量は 10 アール当たり約 700kg（令和元年度の結果樹換算）となっており、ぶどう果樹研究所が買取単価の設定で用いる栽培目標の 10 アール当たり 1 トンと乖離が認められる。収量や糖度は、個々の生産者の栽培技術もさることながら、その年々の天候にも大きく左右されるため、ぶどう栽培を専業としたり、栽培面積を拡大したりする際の障害の一つになっている。また、新規生産者の掘り起こしについても、市内農業者にアンケートや栽培に興味のある農業者に対し説明を行うなど、裾野を広げる活動が行われているが、一般的にぶどう栽培は新植から数年間は幼木期で収穫できず、その間は収入が期待できないなどの理由から難航し、令和 4 年に 50 周年を迎えるワイン事業は、岐路に立たされていると言える。

本委員会においては上記の経過を踏まえ意見交換を行ったところ、次の3点について意見の一致を見た次第である。

1．生産者へのインセンティブ付与による原料確保の取り組みについて

原料用ぶどうの生産者の高齢化や、新規生産者の掘り起こしが難航し、生産構造の弱体化が見られ、原料不足の課題が深刻な状況となっていることから、農業者の生産意欲を喚起し、ぶどう栽培の機運を醸成する取り組みが必要であると考えられる。今回の調査では、既存生産者が幼木時の未収益期間及び凍害や天候不順などにより収益減となるリスクを抱えていることが明らかとなったことから、ワイン事業の根幹を支える生産者の栽培意欲や、新規生産者の掘り起こしに資するインセンティブ付与を検討し、原料確保の取り組みを進められたい。

2．収量実績を踏まえた原料用ぶどうの買取単価の設定について

原料用ぶどうの買取単価は、ぶどう果樹研究所が栽培目標として生産者に営農指導する際に用いている「10 アール当たり1トン」の指標を基礎に設定されているが、直営ほ場においては、この指標、さらには民間ほ場よりも低収量となっている。そのため、この指標を用いることは実態にそぐわず、結果として、買取額は低く抑えられ、農家収益に大きな影響を及ぼしている。ワイン事業の設置に関する条例第1条において「農家経済の発展に資するワイン事業」と規定されている趣旨に鑑み、買取単価の設定に際しては、収量実績を踏まえた単価を設定されたい。

3．ワイン事業の歴史的価値の継承と新たな食文化の創造について

令和4年にワイン事業は50周年を迎えるが、これを機に、富良野市全体で「ふらのワイン」と「ぶどう果汁」の歴史的価値を再認識する機運を高め、地場産業の象徴「ワイン事業」をしっかりと後世に継承し、次の50年に向けた礎を構築していくべきと考える。独自交配品種ふらの2号など、ふらのワインの強みを生かし、他のワイナリーとの差別化を図りつつ、富良野圏域のワイナリーとワインツーリズムやワインリゾートなど、新たな事業に取り組み、市民の食文化の向上に寄与するワイン事業の展開に期待する。

